

埼玉の くらしと 社会保障

2018年9月1日発行 第269号(毎月1回発行)
発行 埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8
自治労連会館1階
電話048-865-0473 fax048-865-0483
「埼玉社保協」と検索下さい。ホームページあります

第26回埼玉社会保障学校を開催 結成25年の経験と知恵を生かして、地域から社会保障の拡充を



埼玉県社会保障推進協議会が主催する第26回埼玉社会保障学校が8月26日、ときわ会館で開催し120人が参加されました。今回は埼玉社保協結成25周年記念式典を学校の冒頭に開催し、午前は芝田英昭立教大学教授による講演、午後からは埼玉社保協にかかわる4人のパネラーによるシンポジウムを行ないました。



柴田泰彦会長

式典では、柴田泰彦会長があいさつし「原点に回帰し、全県民的な規模で」と今後の運動の方向を呼びかけました。来賓として前会長の神谷稔医師、県会議員の村岡正嗣氏にご挨拶していただきました。続いて祝電やメッセージが紹介され、上田清司埼玉県知事からの祝電と元会長の高橋昭雄氏からのメッセージが読み上げられました。そして原富悟副会長による経過報告「埼玉社保協の25年を振り返って」が行なわれました。



原富悟副会長

原富副会長は、1992年6月に畑やわら革新県政が倒れ「憲法をくらしに生かそう」



酒巻圭一さん

の垂れ幕が降ろされる県庁前で「憲法を守れ心ひとつに」の横断幕を掲げて行なった集会在大きなきっかけとなり、その後の埼玉社保協準備会、93年の埼玉社保協結成につながったと報告されました。みんなが頑張れる運動を行なおうと、学習と運動を組み合わせ、春闘期には学習会、6月には自治体キャラバン、夏には社保学校、秋には県政要求行動と、時期を決め今日まで継続して取り組んできた事を報告していただきました。

午後からのシンポジウムは、①埼玉土建の酒巻圭一氏が「埼玉土建と社会保障運動」、②川口社保協の東田伸夫氏が「川口社保協の活動と今後の課題—こまりごと相談会の取り組みの意義と教訓」、③障全協の新井たかね氏が「障害者の人権保障を考える—埼玉の障害者運動と社保協」、④原富悟副会長が午前の部の報告に続いて埼玉社保協25年をふりかえり今後の「憲法を守り生かし、新しい時代へ」と題する報告を行ないました。



東田伸夫さん



新井たかねさん

社会保障の各分野にかかわる各報告と会場からの質問にも応えながら、進行役の柴田泰彦会長が「わかりやすく参加しやすい運動」を今後も継続発展させようとまとめました。

最後に川嶋芳男事務局長より、秋の運動のよびかけを行ない、中央社保協の「社会保障集中行動月間(10~11月)」や埼玉県政要求共同行動(11/9)にむけ当面の日程への参加を呼びかけました。

(埼玉社保協事務局長 川嶋 芳男)

記念講演

「基礎から学ぶ社会保障…その概念と役割」

第26回埼玉社会保障学校



芝田英昭立教大学教授の講演の要旨を紹介します。

◆社会保障を知る意味

「社会保障」という言葉は日常的に使われる言葉ですが、突き詰めると何を意味しているのか難しい言葉です。憲法25条では、社会保障と社会福祉が併置されていますが、「広い意味での社会保障」、「狭い意味での社会保障」という言い方をすることもあります。

世界的に使われている学問的な意味での「社会保障」は、私たちは生活する上で様々な困難を抱えています。それを緩和・解決する政策、制度を意味します。

「広い意味での社会保障」がそれに当たります。

◆社会保障の構造

「広い意味での社会保障」は、所得保障と対人社会サービスに分類され、所得保障には社会手当、失業給付、労災給付、年金給付、公的扶助があり、対人社会サービスには福祉サービス、医療サービス、保健サービスがあります。公的扶助と福祉サービスを合わせた部分を「社会福祉」と呼びます。



運動における「社会保障」は、「広い意味での社会保障」と一致します。

また、国によって「社会保障」に含まれる範囲が違い、教育や住宅を含む国もあります。

「福祉」という言葉にはよりよく生きるという意味があり、「社会福祉」となると、政策、制度のことになります。つまり、「社会」がついているかどうかで大きな違いがあり、「社会」は公的責任を表す言葉です。「福祉」という言葉だけでは、公的責任をあいまいにしまいます。

◆生活構造と社会保障

資本主義社会においては、一般の人々は「被用者」、「雇用労働者」であり、「労働」が重要です。生きていくための基礎が労働生活であり、それによって賃金を得て必要なものを購入し、消費生活を行ないます。

労働はエネルギーを消費するため、回復が必要であり、消費を行なうことが必要となります。「労働」と「消費」を合わせた部分が「経済生活」となり、これが生活の土台、基礎となります。

経済生活の上位に、社会的な生活、精神的生活、政治的生活が位置付けられます。社会的な生活とは親戚づきあいや友人との交流など、精神的生活は学習や恋愛など、政治的生活は労働組合運動や選挙行動などを指します。

しかし、労働生活は、失業、障害、高齢などで不安定になることがあり、そうなったときに社会保障が必要となります。賃金が入らなくなっても出費は生じるので、それを社会保障がカバーすることになります。

労働生活が不安定になると、社会的な生活、精神的生活、政治的生活も不安定になります。私が勤務する大学でも、退学する学生の多くは「経済的理由」となっています。

◆社会保障の役割と機能

社会保障の役割について、国は考え方を改めて来ています。

2017年版と2012年版の厚生労働白書を比較すると、2017年版では社会保障の役割を、「個人の力だけで備えることに限界がある生活上のリスクに対して、幾世代にもわたる社会全体で、国民の生涯にわたる生活を守っていくこと」としており、2012年版では「社会保障は、一般に、『国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心でくる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの』」としています。



芝田英昭さん

つまり、2012年版では社会保障は公的責任で行なわれることを明記しており、これは憲法上当然のことですが、2017年版では「幾世代にもわたる社会全体で」というあいまいな表現を用い、国民が国民を支えるという意味になり、相互扶助、自助自立をかもし出しています。

社会保障の機能は3つに分けられ、生活安定・向上機能、所得再分配機能、経済安定機能があります。

◆生活安定・向上機能

生活安定・向上機能は、生活上の様々な困難に対して、本来は私的に備えなくてもいいようにするのが社会保障だということです。社会保障が不安定だと、私的保険に加入したり、預貯金を増やしたりする事が必要となり、消費性向が減退することになります。

◇次号に続きます◇

(医療生協さいたま 小野 民外里)

合研50回の熱い思いと実行力を力に運動を広げよう！

全国保育合研in大阪に埼玉から213人参加



2018年8月4日～6日、大阪で開催された第50回全国保育団体合同研究集会は、合研50回目の記念集会であり、これまでの保育と保育運動を振り返り、その成果と課題を踏まえて新しい一歩を踏み出すための歴史的集会となりました。埼玉からは213名、全国から9339人が参加し、168本の提案がされた53の分科会や23の講座やシンポジウムなどでは月齢・状況に応じた子どもの発達、具体的な保育内容・実践、保育者の処遇改善、保育制度や条件の改善、保育所や保護者会の運営、子どもたちの育つ地域・社会等、さまざまな内容について学び、経験を交流しました。

私たちはこの集会で、合研の取り組みが、保護者の仕事と生活と子育てを保障すること、保育者の専門性と高い質の保育を保障すること、平和で民主的な社会の中で子どもの育ちを保障すること、これらのすべてを求めるものであったことを改めて確認しました。

今年から、改定された保育所保育指針が施行され、無資格者の活用や面積基準の緩和で保育の最低基準をさらに引き下げようとするなど、保育の根幹を揺るがすような政策が次々と打ち出されています。これらの動きに対し、私たちは私たちの子ども観、めざす子ども像、求める保育をはっきり示しながら、この間の地震・豪雨などの災害が続き、虐待や保育事故などが後を絶たないなかで、子どもの命と生活を何よりも優先して考える保育を追求し、施策の実現に力を尽くすために手を取り合っていきたいと思います。

(埼玉県保育問題協議会 事務局長 金子貴美子)

第122回運営委員会のお知らせ

日時 9月27日(木) 14時

場所 さいたま共済会館502会議室

協議事項

県政要求行動の要望書づくり

総会について その他

暮らしの場を公的責任で

全国障害者問題研究会52回全国大会 in川越市

8月4日、5日、全国障害者問題研究会の52回全国大会が川越市で開かれました。初日の全体会で荒川智全国委員長が、発達保障を基調とした全障研の歴史と、研究活動、実践活動の到達を共感できる大会にしようとあいさつしました。

基調報告では石田全国常任委員は、障害のある人びとの発達のや生活の事実を語り合いながら、見えにくい願いや悩みをみんなで確かめていくことなどを呼びかけました。引き続き、重点報告で菌部秀夫副委員長が国連障害者権利条約の動きに触れ、「インクルージョン、つまり排除しないということ」を、日本の現状に照らして、障害者団体として「パラレルレポート」の作成が今重要であると強調しました。

オープニングでは、「川越いもの子作業所」で働く障害のある仲間ら構成劇「川

越ここがわたしの街」が披露され、仲間がうち解け、街になじんでいく姿を表現しました。

記念講演として全国障害児者の暮らしの場を考える会の新井たかね(障全協副会長)氏が「学びあい育ちあう仲間はかけがえのない財(たから)」と題して、重度の障害を持つ長女との歩みの中で親として、障害を受け入れるまでの苦悩を、川口養護学校づくりや、障害児者の生活を高める川口市民の会結成、みぬま福祉会、市議会議員生活等々の大切な人との出会いの中で、ともに成長し、「人間としてよりよく生きる価値観を学んできた」と語っていきました。

2日目は、川越ウエスタ、三つの小学校、ふじみ野市勤労福祉センターと四つの会場に分かれ、41の分科会と3つの講座が取り组まれました。

特別分科会「入所施設やグループホームなど暮らしの場を考える」分科会は、全国的課題の先進県として発信しました。40人の分科会となりました。埼玉では、例会を持ち学習を重ね県や厚労省と懇談し、計画では作らないはずの入所施設建設の内示がおりるという快挙につながったという報告がありました。入所施設かグループホームかという議論ではなく、障害者が安心して暮らしことのできる、様々な機能の資源が地域には必要。選択が可能で、専門性を身につけた職員が必要であること、家族介護から脱却し暮らしの場を公的責任で整える重要性など、議論が交わされました。

(障害者の生活と健康を守る埼玉県民連絡協議会 副会長 國松公造)

さいたま市岩槻区の社保協が総会を開催

7月28日午後、コミセンいわつきで開催され32名が参加しました。総会のはじめに行われた「社会保障について」の学習会は、川嶋県社保協事務局局長が豊富な資料を駆使して講演。

来賓あいさつは県社保協の川嶋さん、市社保協の依田副会長、日本共産党から大木市議の3人が行い、その後2017年度活動総括と2018年度活動方針、2017年度決算報告書、会計監査報告書、2018年度予算についてそれぞれの（案）が提案され、9人の方から質疑・討論・議案修正の提案について活発な発言がありました。

最後に「2018年度役員」について、提案と拍手による承認がされ、無事全ての議事が終了しました。



憲法9条改悪を阻止することは、自由と民主主義、平和を護るためにも一番の大仕事。長期政権の安倍政権が、「嘘八百列島を支配し、国政を私物化。その対応は、他の行政のみならず、市井の企業や教育界にまで影響を及ぼし、「どれが真実で、どれが正義か判らない」状況を作り出しています。

社会保障の全般的な改悪は、今の政権がある限りさらに進められるのは必至です。「社会保障の責任は国の責任で」を全面に、安心して生きられるさいたま市にしていくこと、特に「9条俳句の最高裁上告」「右寄り教科書の押付け」「大規模再開発の偏重」など、「右に倣え」路線に拍車がかかっている点を鑑み、一番身近な区政・市政改善に力を尽くす事を確認しました。頑張りましょう！

(岩槻区社会保障推進協議会 会長 笹井 敏子)

埼玉社保協結成25周年企画

国立ハンセン病資料館(多磨全生園)見学会

日時 10月12日(金) 13:50~16:50

場所 現地集合/東京都東村山市青葉町4-1-13

電話 042-396-2909 参加費/無料

お申し込み、詳細はチラシをご覧ください。

県政要求共同行動

日時 11月9日(金) 10時 合同決起集会

午後は県政全般と、社会保障分野に分かれて
県との懇談

会場 埼玉会館/午前の集会と午後の社会保障分野
の会場はラウンジ。

午後の県政全般の会場は4A会議室。

高裁が不当判決

学校アスベスト高裁判決

かつて8年間勤務していた戸田市の小学校でアスベスト(石綿)に曝され、中皮腫を発症し死亡したとして、元教諭・四條昇さん(当時54才)の妻が、公務災害と認めなかった処分の取り消しを求めた訴訟について、さいたま地裁は2016年7月に公務災害と認める判決を出していましたが、その後国が控訴して闘われていた東京高裁が、8月29日に判決を出しましたが、1審判決を覆し、公務災害として認めませんでした。



裁判長は、校舎にアスベストがあったことについては認めましたが、「労働安全衛生法の基準を超える量の石綿ばく露があったことが証明されていない」という理由で認めませんでした。東京高裁前で学校アスベスト訴訟の控訴審判決を聞いた100人を超える支援者(埼玉土建から38人)からは、「え〜」といった驚きの

声が上がりました。

厚生労働省は、中皮腫の労災認定基準を「石綿ばく露作業への従事期間が1年以上」としています。その基準に「どの程度の濃度の石綿に暴露したか」といった「量」の基準はありません。過去に曝された石綿の「量」を調べることはとても困難です。判決報告会で南雲弁護団長は「高裁は厚労省も要求していない量について要求している。量の証明が求められるようになれば、労災認定される人はなくなる。ひどい判決だ」と述べました。



原告である延子さんも「とても怒りを覚える判決。夫は働き盛りの時に亡くなった。きちんと救済してほしい。認められるまで頑張りたい」と声を詰まりながら訴えていました。私たちも、原告に寄り添いながらたたかいを支援し、全てのアスベスト被害者が救済されるために奮闘していきます。

(埼玉土建一般労働組合 根岸 拓)